

「京橋川オープンカフェ（右岸）」出店者募集要領の一部変更について

「京橋川オープンカフェ（右岸）」出店者募集要領の P.9 10(5)応募方法 「ア 応募時における提出書類の内容」の表中⑩及び⑪について、以下のとおり変更します。

(変更前)

⑩ <u>決算書（直近3期分）</u>	○			
⑪ <u>確定申告書又は所得課税証明書の写し（令和2年度～令和4年分）</u>		○		

(変更後)

⑩ <u>決算書、確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え（直近3期分）</u>	○			<u>飲食店営業を行っている場合、飲食店営業部門のみの決算書も提出してください。</u> <u>e-Tax の場合は、受信通知も提出してください。</u>
⑪ <u>確定申告書第一表の控え及び所得税青色（白色）申告決算書の控え（直近3期分）</u>		○		<u>白色申告の場合は、対象期の月次売上がわかる売上台帳、帳簿その他の確定申告の基礎となる書類も提出してください。</u> <u>e-Tax の場合は、受信通知も提出してください。</u>